



国 労 水 戸

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 大和田亨
編集責任者 坂本公則

エルダー組合員交流会

再雇用制度における意見交換

地方本部は9月1日、第2回エルダー組合員交流会を開催し、エルダー組合員の職場状況など含めて意見交換を行いました。

参加したエルダー組合員から多くの意見が出され、土浦分会の組合員からは、休日の問題や業務内容について触れ、支社内の再雇用職場の確保を拡大して欲しい。また、友部分会の組合員からは、運転事故や死亡・傷害事故を出さないよう心掛けて欲しい。事故は社会的影響も大きく、危険な作業には大声を出し指導している。

貨物会社嘱託社員の組合員からは、20時間近い拘束時間で疲労が増加している。東日本大震災以降から勤務が大きく変化した。先行きが大変不安であるなど、地方本部に対し改善を求める要望が相次ぎました。

組織強化・拡大、労働条件改善の闘いに奮闘しよう！



2012年運動方針（第26回東日本本部定期大会議題から引用）

分割・民営化から25年を経た今日、JR東日本職域で働く労働者は、会社発足を上回る数となっています。しかしその多くの労働者は、雇用形態も含めJR東日本社員から比べると労働条件は大幅に低下しているのが実態です。

去る6月に国労の要求に沿った形で支給された「旅行券」は、エルダー社員、GS社員も支給対象となりましたが、エルダー社員と

国労東日本第23号
2012年8月29日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲郎 殿

国労労働組合東日本本部
執行委員長 高野 苗実

2013年度以降の年金（報酬比例部分）支給開始年齢の引き上げに伴う措置に関する申し入れ

政府は、2013年度より老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、「高齢者雇用安定法」の改訂により、希望者全員を65歳まで雇用継続することを企業に義務付ける方向で、検討を進めています。
JR東日本においては、2008年よりエルダー社員制度が導入され、希望者を老齢厚生年金満額支給開始年齢まで再雇用する制度となっています。しかし、8ヵ月後の2013年度から始まる、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに対応する制度改正の提示に至っていない状況です。現行の制度では、支給開始年齢の段階的な引き上げによって、昭和28年4月2日生まれ以降の社員から、収入が著しく低下し、家庭生活を直撃することは火を見るより明らかです。
したがって、組合としては激変緩和の観点から、報酬比例部分の支給開始年齢に至るまで、減額分相当額を会社の責任において補てんすることが必要と考えます。
つきましては、下記の要求に基づいて、速やかに団体交渉を開催し、誠意ある回答をされるよう強く求めます。

記

- 1. 希望者全員の65歳までの雇用を確保すること。
- 2. 昭和28年4月2日生まれ以降の社員については、老齢厚生年金報酬比例部分の満額支給開始年齢に至るまで、減額分相当額として賃金に一律月額10万円を加算すること。ただし、支給にあたっては、エルダー制度終了時に退職功労金の積み増し分として、一括して支給すること。

以上

して、国労組織と運動をJR東日本グループに波及させることが重要となっています。

